

## 【参考】

- ・ 府立学校における対応方針として、府教育庁が府立学校あてに示したものです。参考としてお送りします。
- ・ 報道提供については、私学課からの通知文の「3 情報の公表について」をご確認ください。

## 【COVID-19】児童生徒等及び教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応【別 添】

## 【 臨時休業について 】

- ◇ 学校の全部を、まずは3日間 臨時休業とする。(土日祝等の休日も含む)
  - ・ 臨時休業の開始日は、原則として判明した日の翌日からとする。
  - ・ 教職員における濃厚接触者が多数いるなど、学校運営上の体制整備に時間がかかる場合、教育庁と相談の上、期間を延長することができる。また、延長した場合においても、体制が整い次第、速やかに学校を再開すること。
  - ・ 保健所の指示等により、濃厚接触者の特定や学校施設の消毒等、それらに関連する確認及び対応等が完了次第、教育庁と相談の上、3日を待たずして再開することができる。
- ※ 通信制の課程において感染が確認された場合は、教育庁と相談の上、別途対応する。
- ◇ 複数の課程を設置する学校において臨時休業を行う場合、感染者の確認がいずれかの課程のみであっても、同時に他の課程も休業とする。
  - ※ 同一校地にある「富田中学校及び富田林高等学校」、「支援学校の併設校」においても上記と同様とする。
  - ※ 共生推進教室設置校（高等学校）及び本校（高等支援学校）については、別紙を参照。
- ◇ 保健所により濃厚接触者が特定されるまでは、外出は控えるよう協力をお願いする。
- ◇ 濃厚接触者が特定された場合、引き続き、当該児童生徒等に対して出席停止の措置をおこなう。  
なお、濃厚接触者の人数の多寡や在籍者数からみた一律の割合を基準とした臨時休業（学級・学年・学校）は行わないが、個別の対応については教育庁と相談の上決定する。
- ◇ 臨時休業期間中は、教育活動（部活動含む）の実施は不可とする。

## 【 判明した日の対応について 】

- ◇ 判明した時点で、登校している児童生徒等がいる場合は、翌日からの臨時休業に関する連絡及び指示をしたのち、速やかに下校させる。なお、判明した日の部活動等の実施は不可とする。
- ◇ 支援学校：速やかな下校（保護者の迎え含む）を原則とし、給食及び通学バスの対応は以下のとおりとする。
  - ・ 通学バスは運行しない。
  - ・ 保護者の迎えが遅くなる場合等に備え、給食は提供できる準備をしておく。

## 【 臨時休業期間中の教職員への対応について 】

- ◇ 臨時休業開始日から保健所の疫学調査により濃厚接触者が特定されるまでは、原則、教職員については職務専念義務の免除により出勤させないこととする。ただし、濃厚接触者が特定されるまでの期間、保健所等との連携や実務的な対応を行う体制については事前に整えておくこと。  
濃厚接触者に特定されなかった教職員においては、確認以降、通常の勤務日と同様の扱いとする。  
濃厚接触者に特定された教職員は引き続き、保健所が指示する期間、職務専念義務の免除により出勤させない。

## 【 臨時休業期間中の対応例 】 ※ あくまでも対応の一例として示すものです。参考としてご確認ください。

臨時休業1日目(例)	臨時休業2日目(例)	臨時休業3日目(例)
※ 濃厚接触者が特定されるまで、職務専念義務の免除 ○ 涉外窓口の設置 ○ 保健所調査への協力 ・ 濃厚接触者の確認 ・ 濃厚接触者への連絡及び指示 ○ 保健所からの指示(消毒)の確認	○ 教職員の招集(濃厚接触者以外) ○ 学校施設の消毒 ○ 濃厚接触者以外の児童生徒等への連絡 ○ 必要に応じて、オンライン授業等の準備及び実施	○ 学校再開の準備 ・ 出席停止の児童生徒等(濃厚接触者、感染者)への対応 ・ 濃厚接触者に特定された教員の代替を含む校内体制の確認 ・ 健康管理の体制の確認 ・ 児童生徒等及び保護者への周知

## 【報道提供(及びブリーフィング)について】

- ◇ 府立学校の児童生徒等及び教職員において感染者が確認され、臨時休業を実施することとなった際には、教育庁は、判明した日の当日又は翌日に報道提供(及び必要に応じてブリーフィング)を行う。  
 <<公表内容>>
  - ・ 学校名(課程)
  - ・ 感染者について(「教職員」、「児童生徒等」等のいずれか)
  - ・ 実施期間等

- ◇ 臨時休業が実施されることについて、当該校（関係課程及び併設校等を含む）による保護者への周知が、報道よりも先となるよう、教育庁は当該校等と連携し報道提供（及び必要に応じてブリーフィング）を実施する。
- ※ 原則、上記の対応とするが、状況によっては全ての保護者等への連絡が完了する前に実施する場合もあり。

### 【 PCR 検査結果の確認及び把握について 】

- ◇ 学校は、当該受検者の検査結果について速やかに把握できる体制を整えるとともに、感染が確認された場合、臨時休業の実施に向けた保護者等への連絡が迅速に実施できる体制を整えておく。
- ◇ 学校は、児童生徒等又は教職員が PCR 検査を受検した（予定を含む）という報告を受けた際には、以下の内容に留意した対応を行う。
  - 当該受検者〔児童生徒等の場合は及びその保護者〕（以降「当該受検者等」とする。）への聞取り
    - ・ PCR 検査受検までの経緯等の聞取り
    - ・ PCR 検査結果の判明日の確認
  - 迅速な検査結果の把握
    - ・ 当該受検者等に対しては、結果が判明次第速やかに学校へ報告するよう指示しておく。
    - ・ 確実に連絡のとれる体制を整備しておく。（土日祝等の休業日を含む）
  - 同一校地にある関係校（関係課程）との連携（共生推進設置校においては本校との連携）
    - ・ 迅速な結果の共有による適切な臨時休業等の実施
- ※ 迅速な検査結果の把握のための対応例
  - 例) 土日祝等の休業日に当該受検者等からの報告を受けるすべがない場合は、学校から時刻を指定して当該受検者等に対して確認の連絡をするといった約束を事前しておくなど、確実に連絡のとれる体制を整える。
  - 例) 定時制の課程において、午前中に当該受検者等からの報告を受けるすべがないといった場合は、当該受検者等の了解のうえ、全日制の課程とも連携し速やかに結果を把握できる体制を整える。
- ◇ 学校は、結果が判明する予定日においては当該受検者の結果の確認に努めるが、確認が出来ていない場合は、17時を目途に教育庁に連絡し、以降の対応について確認する。

### 【 その他 】

- ◇ 以下の学校関係者についても、PCR 検査受検（予定を含む）等の状況や、学校での行動状況を把握するよう努める。（状況によっては、臨時休業を行わなければならない場合がある。）
    - ※ 食堂従業員、購買部従業員、居場所づくり関係者、門扉開閉員、同窓会職員 …等
- なお、上記の学校関係者から PCR 検査受検の報告があった場合、受検までの経緯等を聞き取るとともに教育庁へ連絡を行う。